

消防・防災ヘリコプターの運航不能期間等における
相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県において、消防・防災ヘリコプター（以下「ヘリ」という。）を使用した消防防災業務に関する相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(連絡及び調整)

第2条 各県は、耐空検査等について相互に連絡し、点検スケジュールの調整に努める。

(応援要請)

第3条 この協定に基づく応援要請は、各県が保有するヘリが耐空検査及び整備等により運航不能又は他の用務のため出動できない場合で、「大規模特殊災害時ににおける広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付消防救第61号消防庁次長通知）の対象となる場合を除くヘリの出動事案が発生した場合に行うものとする。

(応援)

第4条 前条による応援要請を受けた県は、所掌事務、気象状況等により飛行に支障がある場合を除き応援するものとする。

(応援活動の位置付け)

第5条 応援活動の内容が救急搬送等消防の業務である場合には、各県の保有するヘリの出動にあつては、当該ヘリの航空隊に隊員を派遣した市町村等と応援を受けた市町村等の間で、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第1項による応援活動があったものとみなす。

(応援要請の手続き)

第6条 応援要請に係る手続きは、電話又はファクシミリにより次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別及び被害の状況
- (2) 災害の発生日時及び場所
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量等
- (7) その他必要な事項

- 2 応援要請の連絡先は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目に定める各県の「連絡・要請窓口の名称」とする。

(応援の中断)

- 第7条 応援側の都合でヘリを復帰させるべき特別な事象が生じた場合は、応援側の長は要請側に連絡のうえ中断することができる。

(応援の始期及び終期)

- 第8条 この協定に基づく応援は、ヘリが応援要請を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。

ただし、ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して応援に出動すべき命令があったときは、そのときからこの協定に基づく応援は始まったものとする。

- 2 ヘリがこの協定に基づく出動中に、前条の規定により応援出動が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもってこの協定による応援は終了するものとする。

(応援のため出動したヘリの指揮)

- 第9条 応援出動したヘリの指揮は、要請側の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。また、応援活動の内容が第5条に該当する場合のヘリの指揮は、応援を受けた市町村等の長の定める現場の最高指揮者が行うものとする。

- 2 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって前項に規定する現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

(経費の負担)

- 第10条 応援に要する派遣職員の給与、ヘリの燃料費（応援先において給油する場合を除く。）及び消耗品等の経常経費は、応援側の負担とする。

- 2 応援中に発生した事故に要する経費のうち、次の各号に掲げるものは要請側の負担とする。

ただし、応援側の重大な過失により発生した損害は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する補償費

(2) ヘリの損傷に対する諸経費

(3) 一般人の死傷に伴う損害賠償に要する諸経費

- 3 前項に定める要請側の負担額は、応援側の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

- 4 前各項に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度協議して定めるものとする。

(情報交換)

第11条 各県は、相互に臨時離着陸場等に関する情報交換等を行い、応援出動が円滑に行うことができるよう日頃から努めるものとする。

(その他)

第12条 この協定に関して疑義又は定めのない事項が発生したときは、各県が協議して定めるものとする。

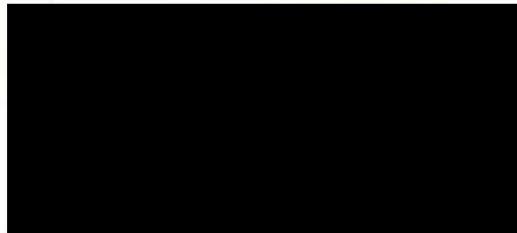
附則

この協定は、平成12年 3 月 27 日から実施する

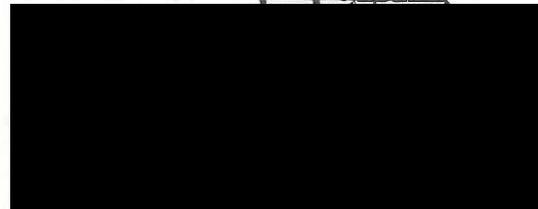
この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印して、それぞれ1通保有する。

平成12年 3 月 27 日

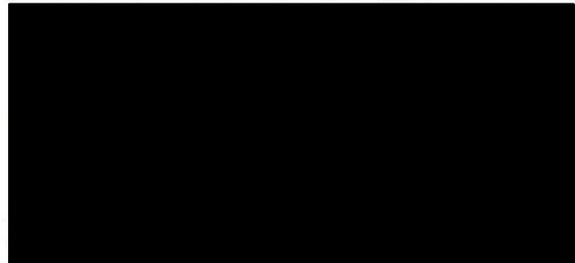
徳島県知事



香川県知事



愛媛県知事



高知県知事

